

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 五
- 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 五
- 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 五
- 福島県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 六
- 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 六
- 告 示 六
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 六
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件 六
- 県営土地改良事業計画を変更した件 六
- 保安林の指定をする予定である件 六
- 道路の区域を変更する件 六
- 都市計画事業を認可した件 六
- 公 告 六
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件四件 六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 六
- 土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件 六
- 落札者を決定した件 一〇〇

規 則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則、福島県生活

環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年三月四日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第九号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第五高等学校の項中「三十三年」を「三十二年」に改め、同表中学卒の項中「三十六年」を「三十五年」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（人 事 課）

福島県規則第十号

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成八年福島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。別表第五の1の表に次のように加える。

| | | |
|-----------|-----------------------|----------------------|
| 1・4ージオキサン | 1リットルにつき 0.05ミリグラム | 1リットルにつき 0.5ミリグラム |
|-----------|-----------------------|----------------------|

別表第五の1の表備考に次のように加える。

3 第20条第9号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロに掲げるものに限る。）に規定する排水指定施設に係る指定事業場排水に適用する1・4ージオキサンの排水指定事業場排水基準については、この表の規定にかかわらず、同表1・4ージオキサンの項中「0.05ミリグラム」とあるのは「0.005ミリグラム」と、「0.5ミリグラム」とあるのは「0.05ミリグラム」とする。
別表第六の1の表に次のように加える。

| | | |
|-----------|----------|------------------------|
| 1・4ージオキサン | 告示に掲げる方法 | 1リットルにつき 0.005ミリグラム |
|-----------|----------|------------------------|

附 則

1 (施行期日)
この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
この規則の施行の際現に第二十条第八号及び第九号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号ハに掲げるものに限る。)に規定する排水指定施設を設け置いている工場又は事業場に係る指定事業場排水に適用する別表第五の規定による排水指定事業場排水基準については、当分の間、同表1・4「ジオキサンの項中」[O5]「コクシラン」とあるのは、「[10]ミコシラン」とする。
(水・大気環境課)

福島県規則第十一号

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則(平成十四年福島県規則第四百十九号)の一部を次のように改正する。
第二十条第六号ア中「第二十二條の十一第一項第一号」を「第六十三條第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(水・大気環境課)

福島県規則第十二号

福島県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(省令第五条第四項の所管行政庁が規則で定める書類)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。)第五条第四項の耐震診断の結果を所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の耐震診断の結果を証明するものとして所管行政庁が規則で定める書類(省令附則第三条の規定により準用する建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)附則第三条第一項の規定による報告の場合を含む。)は、次に掲げるものとする。
一 知事が指定する機関が交付する耐震診断の結果を証する書類
二 耐震診断を行った者が作成した当該耐震診断の概要を記載した書類
三 付近見取図
四 配置図
五 各階平面図

第二條 省令第二十八條第二項の所管行政庁が規則で定める書類

第二條 省令第二十八條第二項の法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の当該計画が当該基準に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書

類は、知事が指定する機関が交付するその旨を証する書類その他知事が別に定めるものとする。

(省令第三十三條第一項及び第二項各号の所管行政庁が規則で定める書類)
第三條 省令第三十三條第一項の耐震関係規定に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定めるものは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十二條第七項に規定する台帳であつて、建築物の検査済証に係るものについての記載事項を証明するものとして知事が定めるものその他知事が別に定めるものとする。
2 省令第三十三條第二項第一号の法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の当該建築物が当該基準に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類は、知事が指定する機関が交付するその旨を証する書類その他知事が別に定めるものとする。

3 省令第三十三條第二項第二号の法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定めるものは、第一項に規定するものとする。
(省令第三十七條第一項第三号の所管行政庁が規則で定める書類)

第四條 省令第三十七條第一項第三号の法第二十五條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを所管行政庁が適切であると認める者が証する書類その他の当該区分所有建築物が当該基準に適合していないことを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類は、知事が指定する機関が交付するその旨を証する書類その他知事が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(建築指導課)

福島県規則第十三号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十一年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
別表第二「福島信用金庫の項中」、「浜田町支店」を削る。
附 則
この規則は、平成二十六年三月十日から施行する。
(出納総務課)

告 示

福島県告示第百二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十六年二月二十二日救急病院として認定した。

平成二十六年三月四日

名称
桑野協立病院

所在地
郡山市島二一九一八

福島県知事 佐藤 雄 平
認定有効期限
平成二十九年二月二一日
(地域医療課)

福島県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区が坂下只見川地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備・農業用排水施設）に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十六年二月十九日認可した。

平成二十六年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

福島県告示第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、金沢・北泉地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年三月五日から
月二十四日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十六年三月四日

一 保安林予定森林の所在場所

福島県知事 佐藤 雄 平

双葉郡川内村大字下川内字勝追五〇一の五
指定の目的
水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字勝追五〇一の五(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採することができる立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十六年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の別 | 変更後 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-----------------------|--------------------------|-----------|-----------|-----------------|---------------|
| 県道いわ き石川線 | 石川郡石川町字新町四 四番九地先から | 変更前 | A | 七・八〇 | 一、〇六三・一 |
| | 同 郡同 町字長久保 九一番一地先まで | 変更前 | B | 九・二〇 | 二、九三六・〇 |
| 同 郡同 町字石田四 三番一地先まで | 同 郡同 町字石田四 三番一地先まで | 変更前 | 同 | 同 | 同 |
| | 石川郡石川町大字形見 字明内二一番二地先か | 変更後 | A | 七・八〇 | 四、六七三・一 |

| | | | |
|---|---|---------------------|---------|
| ら | 同 郡同 町字長久保 九一番一地先まで 石川郡石川町字新町四 四番九地先から 同 郡同 町字石田四 三番一地先まで 石川郡石川町大字形見 字明内二一番二地先か ら 同 郡同 町字屋敷ノ 入二七四番一地先まで | | |
| | | B 九・二ノ 一〇七・〇 | 二、九三六・〇 |
| | | C 一二・〇ノ 一一五・六 | 三、二三九・二 |

(道路計画課)

福島県告示第七七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十六年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画道路事業 三・四・一二三号 関田江栗線
- 三 事業施行期間 平成二十六年三月四日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 いわき市錦町鷺内、錦町原田、錦町下川田及び錦町台前地内
使用の部分 いわき市錦町鷺内、錦町原田及び錦町下川田地内
(まちづくり推進課)

公 告

公告第七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年二月十八日
- 二 名称

特定非営利活動法人會津衣俱樂部

代表者の氏名

星 宏

主たる事務所の所在地

福島県会津若松市中央三丁目一番三十八号

定款に記載された目的

この法人は、会津地域内外の消費者に対して、学術、文化、芸術、観光の振興を図る活動に関する事業を行い、会津地方の経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年二月二十日
- 二 名称
特定非営利活動法人福島踊屋台伝承会
- 三 代表者の氏名
遠藤 一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市中町七番十七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、現存する福島市中心市街地唯一の地域資源である踊屋台について、市民総参加により保存・活用のために体制を構築すると共に、希望ある復興を目指す福島市民のシンボルとして、未来を担う子ども達を中心として街なかで元気になるような企画を行い、伝統文化の継承と元氣な福島市づくり、さらに中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第七十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年二月二十四日

二 名称
NPO法人 結 倶楽部

三 代表者の氏名
須田 正一

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市飯野町大久保字菅平四十二番地

五 定款に記載された目的
この法人は、子供たち、少年たちに対して、農業の実体験に関する事業を行い、食の重要性、安心、安全を理解させ、働くことの必要性和、汗をかくことの面白さ、収穫の喜びを感じさせる。大自然の中で営まれる農業は地域社会と人とのつながり、生産者と消費者との結びつきを更に深めることに寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第七十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十六年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十六年二月十九日

二 名称
特定非営利活動法人ふくしま地球市民発信所

三 代表者の氏名
竹内 俊之

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市上島渡字しのぶ台十四番地の八

五 定款に記載された目的
本法人は、東日本大震災と原発事故後の福島県と教訓を世界に発信し日本での被災者・避難者・支援者と県外や世界各地の市民組織(CSO)・個人をつなぐネットワークをつくり、その協働を促進し持続可能な社会の構築に貢献することを目的とする。
(文化振興課)

公告第七十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十六年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十六年二月二十四日

二 名称
特定非営利活動法人多文化互恵創造ネット

三 代表者の氏名
程 子学

四 主たる事務所の所在地
福島県南会津郡下郷町大字澳田字塔ノ脇千四百九十番地一

五 定款に記載された目的
この法人は、留学生をはじめとする外国人(以下、「留学生等の外国人」という。)に対して地域住民・企業との交流を通じて、生活支援・定着支援などを行うとともに、地域住民・企業に対しても各国文化への理解を促進させ、留学生等外国人による地域と母国の橋渡しし、及び彼らが有する海外発展動向と情報技術を活用する事業を行うことで、留学生等の外国人と地域住民が互いに恵みあい、多様な価値観を持ちながら支え合う地域社会の創造に貢献し、地域国際化と地域経済活性化の促進に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第七十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十六年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十六年二月二十四日

二 名称
特定非営利活動法人環境地域文化エナジー

三 代表者の氏名
有賀 隆

四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市七日町九番七号

五 定款に記載された目的
この法人は、特定非営利活動法人をはじめ市民及び市民活動団体、公益団体、公共団体、自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織に対する支援事業及び協働・連携事業を行うことにより、地域社会の振興並びに不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同

法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成二十六年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 土地改良区 三和土地改良区 | 就任した 清算人 氏名 | 住所 |
|------------------|-------------------|------------------|
| 同 | 内藤 雅亀 | 市三和町下三坂字家ノ前八三番地 |
| 同 | 藁谷 勲 | 市三和町上永井字大平田一六四番地 |
| 同 | 草野 安昭 | 市三和町差塩字堀添七一番地 |
| 同 | 佐藤 清勝 | 市三和町下市萱字堀ノ内二二七番地 |
| 同 | 藁谷 昭夫 | 市三和町渡戸字宿四五番地の一 |
| 同 | 阿部 安政 | 市三和町下市萱字北三二番地 |
| 同 | 草野 英美 | 市三和町下市萱字根古屋一八一番地 |
| 同 | 阿部 博顕 | 市三和町上市萱字諏訪四六番地 |
| 同 | 合津 七三郎 | 市三和町合戸字浮矢三〇番地 |
| 同 | 合津 力雄 | 市三和町合戸字仁井宿八二番地 |
| 同 | 合津 淳平 | 市三和町合戸字浮矢一二番地 |
| 同 | 松崎 健寿 | 市三和町合戸字浮矢一四三番地 |

(農村計画課)

公告第77号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（県中・田村処理区）維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年3月4日

福島県県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
流域下水道（県中・田村処理区）維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年2月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
テスコ株式会社 東京都新宿区信濃町34番地
- 5 落札金額
1,054,425,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年11月22日

(総務課)

